保険・税

あなたの年金記録、間違っていませんか
～もう一度、ご確認ください！～

昨年４月から、国民年金・厚生年金の加入者の皆さんに、「ねんきん定期便」が送付されています。これは、皆さんにこれまでの年金の加入記録や、将来もらえる年金額の見込みなどをお知らせするもので、毎年１回誕生月に送付されます。

回答が必要な人

①すでに送付された「ねんきん特別便」に未回答の人
② 58 歳になる人
③標準報酬月額が誤っている可能性のある人
④加入記録に漏れや誤りがある人

回答票と返信用封筒は定期便に同封されていますので、ご記入のうえ返送をお願いします。

ご自身の年金加入記録がつながっているか、勤めていた期間の厚生年金の記録があるか、もう一度ご確認ください。

また、定期便が届いていない人については、年金の住所変更がされていない可能性がありますので、「ねんきん定期便専用ダイヤル」にお問い合わせください。

問い合わせ
市民生活課年金･交通担当（東館１階）
または各支所住民生活担当
ねんきん定期便専用ダイヤル
☎ 0570-058-555

介護・福祉

平成 22 年度山梨市福祉タクシー乗車券
申請受付　４月１日㈭から

対象者
- 身体障害者手帳（１級・２級）を持っている人
- 療育手帳（A 判定）を持っている人
- 山梨市寝たきり・認知症高齢者介護慰労金の支給を受けた人に介護を受けている人（所得税非課税世帯に限る）

※ただし、自動車税または軽自動車税の減免を受けている人、燃料費助成を受けている人、入院中・入所中の人は該当になりません。

助成内容　乗車代金の一部を助成するタクシー乗車券を、１人につき月２枚お渡しします。４月中に申請した人には、１年分として 24 枚、５月以降の申請になると月２枚×来年３月までの月数の枚数となります。

≪申請方法≫

持ち物　印鑑・対象者であることが証明できる手帳など

申請場所
福祉事務所障害福祉担当（東館１階）
※牧丘・三富地区の人は、各支所住民生活担当窓口でも申請できます。

問い合わせ
福祉事務所障害福祉担当（東館１階）

くらし

農作業はあせらず、急がず、慎重に！

農繁期は、農業機械による事故が増えます。農作業の際には次の点に気をつけてください。

- 作業時はキチンとした服装をする。
- 取扱説明書を理解する。
- 棚・支柱・針金などは、目印で目立たせる。
- できる限り１人での作業は避ける。

ちょっとの油断が、重大な事故を起こします。あせらず、急がず、無理をしないで安全作業に努めてください。

農薬を使用するときは注意しましょう！

農薬を使用する場合は、薬の入っている容器に記載されている内容をよく読み、農薬を使用する作物の種類や使用時期、使用する濃度や量、使用回数など､間違いのないようにしましょう。

また、散布にあたっては、風向きや風の強さなどに注意し、隣接する作物や家屋、通学路などへ薬が飛散しないように十分注意しましょう。

散布の作業前には、ご近隣への声かけも忘れずに行ないましょう！

問い合わせ
農林課農林担当　（西館２階）

お知らせ

牧丘地域地区一斉（河川）清掃

美しい山梨市、きれいで住みよい山梨市を維持するための取り組みです。皆さんのご協力をお願いします。

実施期間
４月 24 日㈯～５月 31 日㈪
※実施日は、行政区ごとに異なりますので、各地区の役員に確認してください。

問い合わせ
牧丘支所住民生活担当（内線 142）

根津記念館からのお知らせ

あなたの自慢の逸品を根津記念館に展示しませんか。

根津記念館では、６月下旬から「市民参加展」として、「市内お宝展」を開催します。

皆さんが所有する自慢の逸品やめずらしいお宝を、根津記念館に展示してみませんか。

詳細は、後日発表します。

【問い合わせ】生涯学習課根津記念館担当（西館３階）

情報やまなし

市外局番は 0553 です　☎ 市役所㉒ 1111　牧丘支所㉟ 3111　三富支所㊴ 2121

固定資産税の縦覧・閲覧制度をご利用ください。

【固定資産税の縦覧】

納税者が他の土地や家屋と比較して、自己の土地や家屋の評価額が適正かどうか確認できる制度です。

縦覧できる人	土地に対して固定資産税が課税されている人 家屋に対して固定資産税が課税されている人
縦覧できる項目	土地価格等縦覧帳簿（土地の所在、地番、地目、地積、価格） 家屋価格等縦覧帳簿（家屋の所在、地番、家屋番号、種類、構造、床面積、価格） ※土地・家屋の所有者や税額は、縦覧の対象には含まれません。
縦覧期間	４月１日（木）～５月 31 日（月）（土・日、祝日は除く）
縦覧場所・時間	市役所東館１階　税務課固定資産税担当　　午前８時 30 分～午後５時 30 分
手数料	無料
必要なもの	① 納税者本人または同居の親族　……本人確認ができる身分証明書（運転免許証など）、印鑑 ②代理人……納税者からの委任状、本人確認ができる身分証明書（運転免許証など）、印鑑

【固定資産税の閲覧】

納税義務者などが自己の資産について、固定資産課税台帳に登録された項目を確認できる制度です。
借地人・借家人も借用物件の課税台帳の閲覧ができます。

閲覧できる人	１. 固定資産税の納税義務者 ２. 借地人、借家人 ３. 固定資産の処分をする権利を有する一定の人 （１月２日以降に固定資産を取得した人など）
閲覧できる項目	上記１の人・・・当該納税義務に係る固定資産 上記２の人・・・当該権利の目的である土地（家屋およびその敷地である土地） 上記３の人・・・当該権利の目的である固定資産 ※上記２・３の人は、当該権利を証する書類の提示が必要です
閲覧期間	年中（土・日・祝日、年末年始は除く）
閲覧場所・時間	市役所東館１階　税務課固定資産税担当　　午前８時 30 分～午後５時 30 分
手数料	１件　300 円（ただし、縦覧期間中は無料）
必要なもの	納税者本人または同居の親族……本人確認ができる身分証明書（運転免許証など）、印鑑 ②代理人……納税者からの委任状、本人確認ができる身分証明書（運転免許証など）、印鑑 ③借地人・借家人 賃貸借契約書など賃貸関係を証明する書類、本人確認のできる身分証明書（運転免許証など）印鑑 ④１月２日以降に土地や家屋を取得した人 登記事項証明書または売買契約書、本人確認のできる身分証明書（運転免許証など）、印鑑

【問い合わせ】税務課固定資産税担当（東館１階）